

主 文

本件再審査請求を却下する。

事実及び理由

第1 事案の概要

本件は、公共職業安定所長（以下「安定所長」という。）が、平成〇年〇月〇日付けで、再審査請求人（以下「請求人」という。）に対し離職年月日を平成〇年〇月〇日とする雇用保険の被保険者資格の喪失確認処分（以下「本件処分」という。）をしたところ、請求人がこれを不服として本件処分の取消しを求める事案である。

請求人は、雇用保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを却下する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第2 請求人の主張の要旨

（略）

第3 理 由

1 当審査会の事実の認定

（略）

2 当審査会の判断

審査請求は、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号。以下「労審法」という。）第8条第1項の規定により、審査請求人が原処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「請求期間」という。）にしなければならないこととされている。本件についてこの点をみると、次のとおりである。

(1) まず、請求人が本件処分のあったことを知った日についてみると、審査請求書において、本件処分のあったことを知った日は、平成〇年〇月〇日頃と記載している。

また、請求人は、同年〇月〇日に雇用保険被保険者離職票－1及び－2を公

共職業安定所長に提出していることから、遅くとも同日までに本件処分のあったことを知ったことは明らかである。

仮に、請求人が本件処分のあったことを知った日を平成○年○月○日であるとした場合、本件処分に係る審査請求の請求期間は、その翌日から起算して3か月目に当たる日である平成○年○月○日までとなる。

(2) ところが、請求人が審査請求書を安定所長に提出した日は、平成○年○月○日であり、本件審査請求は、法定の請求期間を経過した後にされたものである。

(3) なお、労審法第8条第1項ただし書では、審査請求が請求期間を経過した後にされた場合においても、審査請求人が正当な理由により請求期間内に審査請求をすることができなかったことを疎明したときは、この限りでないと定められている。そして、当該ただし書にいう「正当な理由」とは、天災その他客観的にみて一般にそのような理由があれば誰もが請求できなかったであろうことをうかがい知るに足りるものでなければならぬと解するのが相当である。

そこで、本件についてこれをみると、請求人は、請求期間を経過した理由について、審査請求書において、要旨、本件処分の取消しを求めるには不当解雇であることの証明をする必要があり、平成○年○月○日に申請した労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）の支給決定を待っていたと述べている。

しかしながら、本件処分の取消しを求める審査請求をするために、労災保険の支給決定を待つ必要はなく、請求人が主張する理由は、誰もが請求できなかったであろうことをうかがい知るに足りる事情であるとはいえず、上記の「正当な理由」について疎明したものとは認められない。

したがって、本件審査請求は不適法なものであり、これを却下した審査官の決定は妥当なものである。

3 以上のとおり、本件再審査請求も、適法要件を欠く本件審査請求を基礎とする不適法なものであるから、労審法第50条において準用する同法第10条の規定により却下することとして、主文のとおり裁決する。